

株券電子化制度施行に伴う特別口座開設等に関する公告

平成 20 年 10 月 30 日

株主および登録株式質権者各位

東京都港区高輪二丁目 16 番 45 号
東海観光株式会社
代表取締役社長 ジョンソン・ヤン・コン・サン

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)附則第 8 条第 1 項の定めに基づき、以下の事項を公告いたします。

1. 特別口座を開設する口座管理機関

同法の施行に伴い、通知対象株主等のために当社の申出により、特別口座を開設する口座管理機関は以下のとおりです。

名 称 中央三井信託銀行株式会社
住 所 東京都港区芝三丁目 33 番 1 号

2. 株式会社証券保管振替機構への通知

当社は、通知対象株主等について、同法の施行日以後、遅滞なく、株式会社証券保管振替機構に対し、同法附則第 8 条第 5 項の定める事項を通知します。

以上